

# 博物館だより



No.104

平成27年2月1日

みやこ町歴史民俗博物館発行  
福岡県京都郡みやこ町豊津1118  
(みやこ町役場豊津支所内仮事務所)  
TEL 0930-33-4666

## 第9回みやこ町三重塔まつり

その①

2・3月の催し物ガイド

春恒例の三重塔まつり。今年も以下のとおり行われます。皆さんお気軽にお越し下さい。

- 日時：2月22日(日) 10～15時
- 場所：豊前国分寺跡公園
- 内容：少年少女俳句大会表彰式  
護摩焚き・出店各種ほか

## 歴史文化力レッジ最終講

その②

今年度最終講となる第6回講座は、豊前神楽の総合調査の成果を踏まえ、最新の見解や神楽の未来・課題についてお話しいただきます。受講登録がお済みでない方の途中参加も可能ですので、ふるってご参加下さい。

日時：3月7日(土) 13時30分～  
場所：みやこ町役場豊津支所別館  
演題・講師

「豊前神楽の調査とこれからの課題」  
福岡県教育庁文化財保護課

久野 隆志 氏

## 歴史たんけんウォーク

その③  
友の会主催行事で「小倉まちなかウォーキング」と題し、城下町散策を予定しています。詳細は友の会から別途お知らせします。

日時：3月22日(日)  
場所：旧小倉城下町(北九州市)  
(みやこ町役場豊津支所内仮事務所)  
TEL 0930-33-4666

○催し物等のお問い合わせ先

みやこ町歴史民俗博物館  
(みやこ町役場豊津支所内仮事務所)  
TEL 0930-33-4666

## 博物館友の会会員募集！

みやこ町歴史民俗博物館友の会は、「故郷を楽しく学ぶ」をモットーに、講演会やバスハイク・歴史たんけんウォーキングなどさまざまなイベントや学習会を行っています。関心のある方なら、どなたでもお気軽に参加いただけます。ぜひご入会を！

### ♪入会の方法

窓口で会費を納めてください。

### ♪年間会費

個人会員	3,000円
家族会員	1名 2,000円

### ♪お問い合わせ先

みやこ町歴史民俗博物館  
仮事務所内 友の会事務局  
TEL 0930-33-4666

## 2・3月期歴史講座について

### 【漢詩紀行講座】

2月7日(土)	9時30分～
3月7日(土)	9時30分～

### 【古文書講座】

2月14日(土)	9時00分～
3月14日(土)	9時00分～

### 【古典かな講座】

2月21日(土)	9時30分～
3月21日(土)	9時30分～

### 【金曜古文書講座】

2月27日(金)	9時00分～
3月27日(金)	9時00分～

※日程等変更の際はお知らせします。

## 11・12月の業務日誌から

11月23日(日)、太宰府市・福岡市を舞台に「秋の史跡散策バスハイク」が行われました。九州国立博物館「故宮博物院展」や黒田家別邸・友泉亭を見学し、錦秋の一日を過ごしました。

11月24日(月)、育徳館高校内「思永館」でアレックス・カ一氏の特別講演会「美しき日本を求めて」を開催し、大勢の皆さんにお越しいただきました。

12月7日(日)、豊津公民館で歴史文化力レッジ「実感・体感・神楽教室」を開催しました。上伊良原神楽保存会のみなさんの協力で40名ほどが舞や奏楽・衣装体験をし、「五感で感じる神楽」を楽しみました。

12月9・10日の二日間、犀川中学校2年生の「職場体験」を受け入れました。「博物館の仕事」体験を希望する同校の末廣一翔君に、博物館業務の一つである考古資料(出土土器)の整理作業体験をしてもらいました。



▲レトロな雰囲気のなかで行われた特別講演会



▲友泉亭は紅葉真っ盛りで、風雅な時が過ごせました



▲根気強く出土土器の復元作業に取り組む末廣君



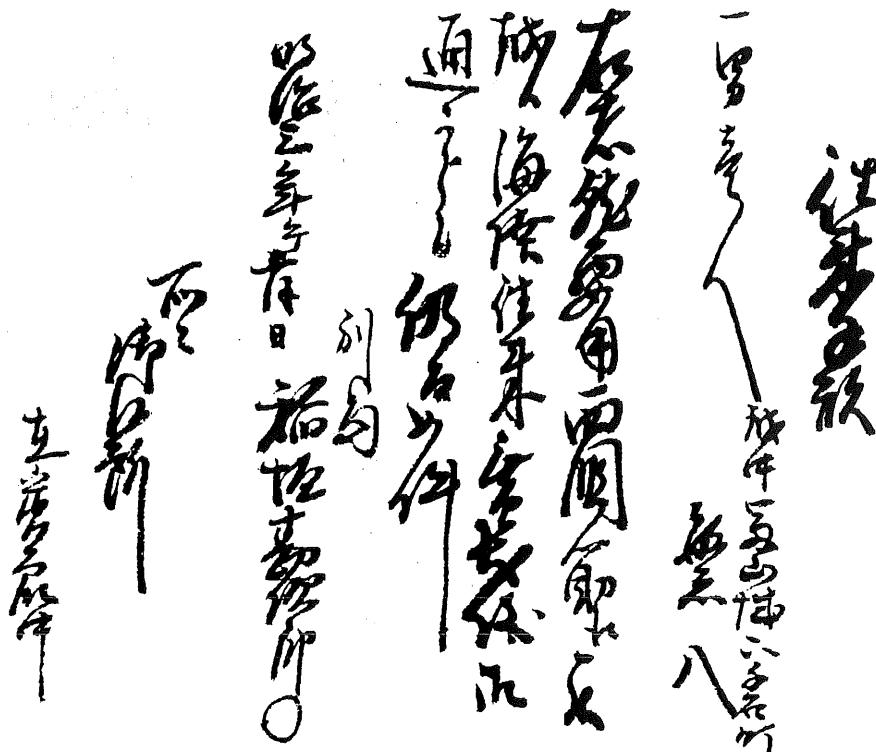
▲鬼杖を手に鬼のポーズをとる舞体験の参加者

## みやこの歴史発見伝 80

古文書が語る村の生活と文化 18

## 行旅病人と村繼送り

【史料】



(長井手永大庄屋明治四年日記一月二十二日条)

上に掲げた史料は、明治四年（一八七二）一月、仲津郡柳瀬村（現みやこの町犀川柳瀬）で、橋から転落して動けなくなつた旅人が所持していた往来手形（通行手形）です。解説文は次のとおり。

## 【解説文】

往来手形

越中富山城下千石町

繁八

一、男壱人  
右者就要用西國筋罷越候、海陸往來無異儀御通可被下候、仍如件

明治三年十一月日

別當 稲垣勘次郎 ○  
所々御役所 在番衆中

旅人は、越中國富山城下千石町（現富山市千石町）の繁八といふ人物でした。

## 歯抜・入歯の職人

大庄屋日記に記された別の史料によると、繁八（年齢五十九歳）は、「歯抜・入歯」などを専門とする職人でした。明治三年（一八七〇）十一月（往来手形の日付）に国元を出発し、九州に渡るまでのルートは不明ですが、豊前へは秋月街道（小倉藩と久留米藩の領域を結ぶ街道）を北上して入っています。途中、おそらく田川郡猪膝村（現田川市）で東向きの肠道に入り、宿場町の同郡油須原村（現田川郡赤村）から、同じく宿場町の仲津郡山鹿村（現みやこの町犀川山鹿）に向かう際、柳

瀬村の「前川板橋」（今川に掛かる板橋か）にて転落したのです。

## 村人の救助と看護

川に落ちた繁八は柳瀬村の人たちに救助されました。「怪我は無いが、打身をしたので、少し療養させてほしい」という繁

八本人の申し出を受け、二、三日療養させたけれども、すぐ歩けるようにはなりませんでした。

そこで近村の医師に診てもらつた結果、膝の骨がずれていた。（脱臼？）とのことなので、治療を受けたところ、かなり快方に向かいました。しかし、歩けるようになるまでの見通しは、中々つかなかつたのです。

## 村繼送り

そこで、柳瀬村の庄屋は、藩に對して、繁八を村繼送りで国元へ返すこと願い出ました。

村繼送りは、村繼ぎ、村送りともいい、行旅病人（旅の途中で行き倒れた人）を、村々がバトンリレーのよろにして国元へ送り届ける措置。仕組みのことです。

その始まりは、十七世紀後半の徳川綱吉による生類憐み政策にあります。江戸時代の行旅病人・行旅死亡人に対する救護・取扱い理念は、形を変えて現代に引

## 行旅病人及行旅死亡人取扱法

あまり知られていないことでありますが、江戸時代の行旅病人・行旅死亡人に対する救護・取扱いの理念は、形を変えて現代に引き継がれています。明治初年の太政官布告を経て、明治三十二年（一八九九）に定められた「行

旅病人及行旅死亡人取扱法」が

それで、この法律は度数の改正を経て、今も現役の法律です。

全国の市町村では、この法律で定められた役割を果たすために規則等を設けています。みやこ町の場合は「みやこの町行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する規則」がそれですので、イン

ターネットか町立図書館の例規集で一度ご覧になつてみてください。